

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令案等について (概要)

1. 改正の背景

自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行うことを遵守しなければならないこととされている（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第24条、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条）。このうち貨物自動車運送事業については、平成19年4月より、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においてIT機器を用いた点呼を行うことができることとしている。

今般、旅客自動車運送事業についても、ICTを利活用した運行管理の効率化を図るため、一定の要件を満たす営業所においてIT機器を用いた点呼を可能とする等の所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正

旅客自動車運送事業運輸規則第24条を改正し、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所においてIT機器を用いた点呼を行うことができる旨を定める。

(2) 「旅客自動車運送事業運輸規則解釈及び運用について」（平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の一部改正

①上記の「輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」とは、下記のいずれにも該当する営業所であることとする旨を示す。

- ・開設してから3年を経過していること
- ・過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ・過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと

②IT機器を用いた点呼を行うことができるのは、①に該当する営業所と当該営業所の車庫間に限る旨を示す。

③その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成30年3月上旬
施 行 : 公布の日